

令和2年度茨城県奨学生等募集要項

【入学一時金】

予約採用

茨城県教育委員会では、経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に対し、奨学資金を貸与しています。

令和2年度に大学、短期大学又は専修学校の専門課程に進学する方で、入学一時金の貸与を受けたいことを希望する方を対象に、予約採用の募集をします。

茨城県教育委員会への出願期限 令和2年2月13日（木）（必着）

※出願は学校を通して行います。

生徒から学校への書類提出期限は、各学校の指示に従ってください。

【目次】

第1 募集概要

1 奨学資金の概要	2
2 出願者の資格	2
3 出願方法	2
4 提出書類	3
5 採用選考	3
6 貸与方法	3
7 貸与の辞退	3
8 返還, 9 返還猶予, 10 返還免除	4
茨城県内に居住し、茨城県内で就業したときの返還免除	5

第2 推薦基準

第3 添付書類

記載例（奨学生推薦調書、奨学生願書）

【問合せ先】茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-5245 FAX 029-301-5269

メール kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県教育委員会ホームページ（奨学金情報）

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/koukou/syogakukin/index.html>

第1 募集概要

1 奨学資金の概要

種別	貸与額	募集人員	貸与期間
入学一時金	240,000円	20人	進学する学校に入学する年 (1回)

2 出願者の資格

以下の全てに該当すること。

ア 茨城県内に居住する者の子弟であること。

イ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学し、令和2年度に大学、短期大学又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）への進学を希望していること。

ウ 健康で、人物及び学業ともに優れる者であること。

エ 経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること。

オ 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する（個人事業主として就業する場合も含む。）意思があること。

3 出願方法

後段の推薦基準（6頁）を確認し、次のとおり書類を作成、提出してください。

(1) 生徒は、「奨学生願書」（下記4（4））及びその他の書類（下記4（5）～（8））を、在学する高等学校等に提出すること。

(2) 各高等学校等は、(1)の書類を取りまとめ、「奨学生推薦調書」（下記4（2））を作成し、「令和2年度 茨城県奨学生推薦生徒一覧」（下記4（1））とともに茨城県教育委員会宛て提出すること。

※書類の作成に当たっては、「推薦基準」（6頁）、「添付書類」（7頁）、「記載例」（8頁～）をよく確認して記載してください。

※書類の不備がないよう、提出する前に「提出書類チェックシート」で確認してください。

4 提出書類

提出書類名	作成者	備考
(1) 令和2年度 茨城県奨学生推薦生徒一覧	学 校	
(2) 奨学生推薦調書 (様式第1号)	学 校	記載例 (8頁) 参照
(3) 提出書類チェックシート (学校用)	学 校	
(4) 奨学生願書 (様式第2号)	生 徒	記載例 (9頁～) 参照
(5) 家計基準に係る証明書	生 徒	7頁参照
(6) (独)日本学生支援機構の給付奨学金 (令和2年度予約採用) の採用候補者決定通知の写し	生 徒 (該当者のみ)	推薦基準への適合の有無を、より確実に確認するため。
(7) その他茨城県教育委員会が必要と認めた書類	生 徒 (該当者のみ)	家計の状況等を確認するため、提出を求める場合があります。
(8) 提出書類チェックシート (貸与希望者用)	生 徒	

5 採用選考

推薦基準 (6頁) に掲げる学力基準及び家計基準等に基づき提出書類を審査の上、茨城県奨学生等選考委員会による協議を経て採否を決定 (内定) し、令和2年2月下旬を目途に、学校を通して通知します。

※採用が内定した方は、令和2年度の当入学一時金の予算成立後、令和2年4月以降に、進学した学校を通して茨城県教育委員会宛て進学届等を提出した後に正式採用となります。

※正式採用されたときは、連帯保証人及び保証人を要します (各々独立の生計を営む成年者2人。うち1人は茨城県内に居住する人。)

6 貸与方法

(1) 利息

無利息

※大学等を卒業後、5頁に記載する要件を満たす場合は、返還が免除されます。

(2) 交付方法

進学後に提出する「口座振込依頼書」により指定された奨学生本人名義の口座に振込をします。

○振込予定時期 (事情により変更することがあります。)

5月

7 貸与の辞退

貸与は、採用決定後であっても辞退することができます。

8 返還

- (1) 正規の修業期間が終了したときは、その月の6か月後から10年以内に半年賦（年2回払い）又は年賦（年1回払い）により返還していただきます。
- (2) 退学をしたときは、その月の6か月後から、(1)に準じて返還していただきます。

【返還の例】

- ・入学一時金の貸与を受けた者（令和2年4月入学，令和6年3月卒業）が，10年間，年賦で返還する場合

貸与額	1回返還額	返還回数	返還開始	返還終了
240,000円	24,000円	10回	令和7年6月	令和16年6月

(3) 返還の手続

貸与が終了したときに、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を提出していただきます。その際、連帯保証人及び保証人（前段「5 採用選考」※）の印鑑登録証明書が必要になります。

このことについては、返還開始時期が近付いたときに（卒業前等）、あらためて学校を通して通知します。

9 返還猶予

次のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、一定期間、返還を猶予することがあります。

- ア 学校教育法に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学しているとき。
- イ アに掲げる学校への進学のため準備をしているとき。
- ウ 長期療養をしているとき。
- エ リ災したとき。
- オ 生活保護法による保護を受けるに至ったとき。
- カ ア～オまでに掲げるもののほか、生活困窮の状態にあるとき。

10 返還免除

- (1) 次の事由に至った場合は、審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。

- ア 本人が死亡した場合 返還未済額の全部
- イ 本人が心身障害のため労働能力を喪失し返還が困難と認められるとき 返還未済額の全部又は一部

- (2) 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業（正規雇用）したとき（個人事業主として就業した場合も含む。）は、1年毎に審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還を免除します（下の欄を参照）。

返還免除について

大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内で就業したとき

この入学一時金は、経済的理由によって修学が困難な生徒の進学を支援するとともに、将来茨城県で活躍していただく優秀な人材を確保することを目的とするものです。

そのため、大学等を卒業後に茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業した場合には、返還を免除することとしています。

ア 返還免除の要件

次の(ア)(イ)のいずれも満たすこと。

(ア) 茨城県内に居住したとき。

(イ) 次の①②のいずれかにより就業したとき。

①期間の定めのない労働契約により雇用（いわゆる正規雇用）され、茨城県内に所在する事務所又は事業所に勤務したとき。

②個人事業主として茨城県内の事業所又は事務所において事業を行ったとき。

イ 免除額及び免除手続

1年当たり 24,000 円（10年で全額免除）

1年毎に手続を行い、10年継続して要件を満たせば、240,000円全額の返還が免除となる仕組みです。

(例)

令和6年3月 大学等卒業

4月～ 茨城県内に居住し、茨城県内の事業所に勤務

令和7年3月 返還免除の要件を満たして1年経過

4月 「奨学資金返還免除願」を必要書類とともに茨城県教育委員会に提出。審査の上、1年分（24,000円）の返還免除を決定。

6月 （返還免除がない場合、1年分（24,000円）を返還）

以降同様

手続の詳細は、貸与後に別途御案内いたします。

第2 推薦基準

1 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活躍できる見込がある者。

また、将来茨城県において活躍する意欲があり、その見込がある者。

2 学力基準

次のいずれかに該当すること。

(1) 評定平均3.5以上

(2) 評定平均3.5未満であるが、(独)日本学生支援機構の給付奨学金(令和2年度予約採用)の学修意欲に関する要件を満たすことを学校が確認していること。

(評定平均について)

※高等学校等第1学年及び第2学年の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値(小数第3位以下切り捨て)

※履修教科の評定は5・4・3・2・1の5段階法とし、他の方法による評定の場合は5段階法に換算してください。

3 家計基準

次のいずれかに該当すること。

(1) 住民税非課税世帯(市町村民税所得割が0円)

(2) 住民税非課税世帯に準ずる世帯(※次の計算式により判定)

※「課税標準額×6%－(調整控除額＋税額調整額)」が51,300円未満であること。
(独)日本学生支援機構の給付奨学金(令和2年度予約採用)の収入基準に係る第Ⅱ区分及び第Ⅲ区分に相当)

第3 添付書類

【留意事項】

- ・添付書類の提出がない場合は、判定材料を欠くものとして不採用となることがあります。
- ・A4判以外の書類は、A4判の紙に貼り付けて提出してください。

1 家計基準に係る証明書

父及び母又はこれらに代わって家計を維持する者について次の書類

- ・市役所（町村役場）発行の「(非)課税証明書」（平成31年度（令和元年度）課税）（原本）

2 (独)日本学生支援機構の給付奨学金（令和2年度予約採用）の採用候補者決定通知（写し） （該当者のみ）

様式第1号(第3条関係)

令和2年度茨城県奨学生推薦生徒一覧における整理番号を記入

茨城県教育委員会

整理番号 1			
奨学生推薦調書		記入者 職・氏名	教諭 山田 三郎 印
本人の 氏名	茨城 花子		
学校名	茨城県立 大学 水戸高等 学校	学部 課程	普通 科 第 3 学年 (正規の修業期間 3 年)
成績 等 記 入 欄	※(高等学校等) 高等専門学校, 大学, 専修学校の専門課程の成績評定表)		
	学年	(1) 年	(2) 年
	科目評定		合計
	5	6	7
	4 (優)	5	4
	3 (良)		
	2 (可)		
1			
合 計	1 1	1 1	A 2 2
	評定 科目数 認定値 $5 \times (13) = (65)$ $4 \times (9) = (36)$ $3 \times () = ()$ $2 \times () = ()$ $1 \times () = ()$ 合計 A (22) B (101)		
	$\frac{B}{A} = 4.59$ 評定平均値		
	必ず記入すること (小数第3位以下切捨て) 6頁参照		
独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たす <input checked="" type="checkbox"/>			
そ の 他 推 薦 の 参 考 事 項	・6頁の推薦基準「1 人物について」に記載する学生であることを具体的に記入願います。 (記入事項の例) 家庭事情, 部活動・クラブ活動, 生徒会活動, 学業成績 など ・大学等を卒業後, 茨城県内に居住し, 茨城県内の事業所で就業する意思があることを本人に確認し, その旨記入願います。 ※以上の記入がない場合, 推薦基準を満たさない者として不採用とする場合があります。		
上記の者は, 健康で, 人物・学業ともに優れ, かつ, 学資の支弁が困難であり茨城県奨学生として適当と認められるので, 推薦いたします。 令和2年1月27日 学 校 長 水戸 二郎 印 茨城県教育委員会教育長 殿			

(記載の注意)

- 1 ※印の所は該当する所を○で囲むこと。
- 2 成績評定表は, 原則として前2年(第2学年は前1年)の科目数を記入のこと。
- 3 評定平均値は, 小数点以下第2位まで記入のこと(小数点以下第3位を切捨て)。
- 4 入学一時金貸与を希望している場合, 独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金に係る推薦基準を満たすことを確認し, チェック すること。
- 5 その他推薦の参考事項欄は, 具体的かつ詳細に記載すること。
- 6 所定欄に記入のないものは, 判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

(表)

茨城県教育委員会

奨学生願書										
ふりがな いばらき はなこ			※ 男 (満17歳)		奨学金の貸与希望期間		入学一時金の貸与希望の有無			
氏名 茨城 花子			女		年 月 日 平成14年 5月 7日生		※ 有・無			
学校名	茨城県立水戸高等学校 第3学年				進学希望先	※ 大学・専修学校(専門課程)				
住所	本人現住所	茨城県水戸市笠原町●●●								
	家族現住所	茨城県水戸市笠原町●●●								
家計内容	給与収入金額				※ 営業等・農業・不動産・利子・配当 所得金額					
	2,512,345 円				円					
	合計 2,512,345 円				合計 円					
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	役職名	年収	父又は母死亡のときは、その年月日(歳)		
	父	茨城 太郎	50歳	会社員	(株)茨城商店	係長	2,512,345円			
	母	良子	45歳	無職				就学者の在学	学年	現在までの県奨学資金貸与の有無
	本人	花子	17歳	高校生				学校名		
	×兄	一郎	20歳	大学生				●●大学	2年	※有無
	弟	二郎	14歳	中学生				●●中学校	2年	有無
	合計(5人)									
家族経済状況及び奨学資金希望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の経済状況と、奨学資金(入学一時金)を希望する理由について、本人が具体的かつ詳細に記入してください。 ・ 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する意思があることを記入してください。 									

(裏)

本人の履歴	平成29年 3月 水戸市立●●● 中学校卒業	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

以上のおおりに記載に相違ありません。
奨学生等として採用のうえ奨学資金を貸与されるようお願いいたします。
なお、採用のうえは、茨城県奨学資金貸与条例の規定に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

令和元年 1月 20日

本人氏名	ふりがな いばらき はなこ 茨城 花子
連帯保証人氏名	ふりがな いばらき たろう 茨城 太郎
現住所	水戸市笠原町●●●
続柄	本人の(父)

昭和44年 8月 10日生

茨城県教育委員会教育長 殿

下記の(記載上の注意)の8を確認し、適切な人を連帯保証人にしてください。

(記載上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記載し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 家族の状況のうち、続柄の前に、別居者に×印を付けること。
- 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者(本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人)で、将来奨学資金返還の責任を負いうる者であること。
なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。